

## 参考資料 3

7 交第 12 号  
令和 7 年 (2025 年) 4 月 22 日

市町村交通担当課長 様  
一般乗合旅客自動車運送事業者 様

長野県企画振興部交通政策局交通政策課長

### 路線バスの廃止・減便に係る協議の進め方について（依頼）

バス事業者の人員不足や経営の悪化により、路線バスの廃止・減便が相次いでいる状況です。廃止・減便にあたっては、事業者の申出から短期間で影響把握や代替手段等の検討を行わなければならない場合があるため、協議の場を設定し、速やかに関係者間で議論を行う必要があると考えております。

この度、第 8 回長野県公共交通活性化協議会（R7.3.24 開催）における委員意見も踏まえ、「路線バスの廃止・減便に係る協議の進め方」について整理をいたしました。

今後は、共通した認識のもと、関係者一丸となって「長野県地域公共交通計画」で保証することとしている通院・通学・観光の移動確保を目指してまいりたいと考えております。

つきましては、市町村及び一般乗合旅客自動車運送事業者におかれましては、原則、下記のとおり対応をお願いします。

なお、本通知の施行に伴い、令和 6 年（2024 年）2 月 20 日付 5 交号外「路線バスにおける減便等の情報共有について（依頼）」は廃止いたします。

#### 記

##### 1 路線バスの廃止・減便に係る協議の進め方

別紙 1 のとおり

##### 2 路線バスの「廃止」が見込まれる場合のバス事業者からの相談時期

遅くとも廃止を予定している 1 年以上前に関係者へ事前相談

※関係者は、原則、県交通政策課・県地域振興局・沿線市町村とする。（以下同様）

##### 3 路線バスの「減便」が見込まれる場合のバス事業者からの相談時期

遅くとも減便を予定している半年以上前に関係者へ事前相談

##### 4 事前相談の方法

路線の運営主体（市町村委託路線にあっては市町村、事業者自主路線にあってはバス事業者）が別紙 2 に必要事項を記載し、関係者に事前相談

（問合せ先）

長野県企画振興部交通政策局

交通政策課交通企画係 平林、遠山

電話 026-235-7015（直通）

F A X 026-235-7396

Email kotsu@pref.nagano.lg.jp

# 路線バスの廃止・減便に係る協議の進め方について

## 概要

- 乗務員不足等の影響により、路線バスの廃止・減便が相次ぐ状況。
- 事業者の申出から、短期間で廃止・減便による影響把握や代替手段等の検討を行わなければならない場合があるため、協議の場を設定し、協議の進め方を明示・共有する必要。
- 長野県地域公共交通計画(以下「計画」という。)で保証することとしている「通院」「通学」「観光」の移動が確保されるよう、以下のとおり協議を行うこととする。

## 廃止・減便予定の共有時期

- 廃止の場合：遅くとも廃止を予定している1年以上前
- 減便の場合：遅くとも減便を予定している半年以上前

## 対象路線と協議主体

対象路線		協議主体	協議の場	協議内容 (通院・通学・観光の移動保証がされているか点検・協議)
1	広域圏内（広域圏内の中心市町と周辺市町村）をつなぐ広域的な幹線※1、みなし幹線※2 ※1 計画上の「幹線」に位置付けられ、現在の市町村界で複数市町村を結ぶ路線 ※2 圏域拠点への移動に不可欠な「準幹線」	県	県公共交通活性化協議会 地域別部会	県が主体となって、移動保証について協議 〔沿線市町村の地域公共交通会議等でも協議〕
2	幹線のうち旧市町村界を跨ぐ地域間幹線 ※国庫補助の対象となる地域間幹線に限る	市町村	地域公共交通会議等	沿線市町村が主体となって、協議 ・県は会議の構成員として移動保証について意見
3	隣接する市町村間や市町村内の路線 ※計画上の「準幹線」（みなし幹線を除く）、「支線」	市町村	地域公共交通会議等	〔地域別部会で移動保証を確認〕

# 1 広域圏内をつなぐ広域的な路線の協議フロー標準例（協議主体：県）

## ①廃止・減便予定の共有（県交通政策課・県地域振興局・沿線市町村への事前相談）



## ②路線状況の共有・対応方針の検討（県公共交通活性化協議会地域別部会の分科会で議論）

関係者：県地域振興局（主催者）、沿線市町村、運行事業者、学識経験者など

確認事項：運行事業者の状況（廃止・減便理由、収支状況等の共有）

利用者の実態把握（個人属性、利用目的、利用時間帯等）

廃止・減便による影響（特に高齢者や学生に対する影響を確認）

代替手段の検討（サービス継続事業の活用含む） 等



## ③関係者による合意形成（県公共交通活性化協議会地域別部会で協議）

関係者：県地域振興局（主催者）、沿線市町村、運行事業者、学識経験者など

協議事項：廃止・減便後も「通院」「通学」「観光」の移動が確保されているか

※協議が調わない場合は、再度開催

※並行して沿線市町村の地域公共交通会議等でも協議



## ④廃止・減便の実施



## ⑤フォローアップ（影響評価の確認）

関係者で利用者の反応や影響を確認し、改善点を議論

## 2 幹線のうち旧市町村跨ぎの地域間幹線の協議フロー標準例（協議主体：市町村）

※下記フローは標準例とし、各市町村の実態に合わせて、適宜変更を加えてください。

### ①廃止・減便予定の共有（沿線市町村・県交通政策課・県地域振興局への事前相談）



### ②路線状況の共有・対応方針の検討（関係者で意見交換の実施）

関係者：沿線市町村（主催者）、運行事業者、県地域振興局など

確認項目：運行事業者の状況（廃止・減便理由、収支状況等の共有）

廃止・減便による影響（利用者数、属性等の調査）

代替手段の検討（サービス継続事業の活用含む）等



### ③関係者による合意形成（市町村の地域公共交通会議等で協議）

関係者：沿線市町村（主催者）、運行事業者、県地域振興局など

協議事項：廃止・減便後も「通院」「通学」「観光」の移動が確保されているか

※協議が調わない場合は、再度開催



### ④地域別部会に議論の経過、結果を共有し、圏域内の移動の保証がなされているかを確認



### ⑤廃止・減便の実施



### ⑥フォローアップ（影響評価の確認）

関係者で利用者の反応や影響を確認し、改善点を議論

### 3 隣接する市町村間や市町村内の路線の協議フロー（協議主体：市町村）

※下記フローは標準例とし、各市町村の実態に合わせて、適宜変更を加えてください。

#### ①廃止・減便予定の共有（市町村への事前相談）



#### ②路線状況の共有・対応方針の検討（関係者で意見交換の実施）

関係者：沿線市町村（主催者）、運行事業者など

確認項目：運行事業者の状況（廃止・減便理由、収支状況等の共有）

廃止・減便による影響（利用者数、属性等の調査）

代替手段の検討（サービス継続事業の活用含む）等



#### ③関係者による合意形成（市町村の地域公共交通会議等で協議）

関係者：沿線市町村（主催者）、運行事業者など

協議事項：廃止・減便後も「通院」「通学」「観光」の移動が確保されているか

※協議が調わない場合は、再度開催



#### ④地域別部会に議論の経過、結果を共有し、圏域内の移動の保証がなされているかを確認



#### ⑤廃止・減便の実施



#### ⑥フォローアップ（影響評価の確認）

関係者で利用者の反応や影響を確認し、改善点を議論

## 路線バスにおける廃止・減便予定について

年 月 日

## 1 事業者名

○○バス 株式会社

## 2 対象路線

△線		発	着	対象区間		運行内容				経過等
				発	着	平日		土・日・祝		
△線 変更前	県庁前	長野駅	昭和通り	長野駅	往	○便	往	○便		
					復	○便	復	○便		
△線 変更後	県庁前	長野駅	昭和通り	長野駅	往	○便 (△1)	往	○便 (△1)		
					復	○便 (△1)	復	○便 (△1)		

## 3 適用予定日

△線

令和6年4月1日以降

## 4 廃止・減便を必要とする理由

(添付書類) ※既に提出済みの資料があれば省略可

(1) 廃止・減便しようとする路線の路線図

(2) 廃止・減便しようとする路線の現況

・輸送量（最近3年間の平均乗車密度、定期旅客数、主な停留所間の流動データ）

・運行状況（運行状況、運行時刻の概要）

・廃止・減便による想定される影響（品質保証の確保に関する考え方）

(3) 廃止・減便しようとする路線についてこれまで講じてきた経営努力の内容

報告者名：

所 属：

連絡先：

5 交号外  
令和 6 年 (2024 年) 2 月 20 日

市町村交通担当課長 様  
一般乗合旅客自動車運送事業者 様

長野県企画振興部交通政策局交通政策課長

### 路線バスにおける減便等の情報共有について（依頼）

バス事業者の人員不足や経営の悪化により、路線バスの減便が相次いでいる状況です。これまで、路線バスの減便等については、関係者間で事実が共有されていない事例があったことや、共有された事例についても個別に対応を行っているなど、統一的な対応の整理がなされていませんでした。

今後、共通した認識のもと、地域公共交通ネットワークの維持・確保に向けた議論を行うため、路線バスの減便等の情報共有等の方法について整理を行い、関係者間で情報共有を図りたいと考えています。

つきましては、市町村又は一般乗合旅客自動車運送事業者におかれでは、下記のとおり情報共有をお願いします。

#### 記

##### 1 情報共有の考え方

別添「路線バスにおける減便等の情報共有の考え方について（暫定）」のとおり

##### 2 情報共有方法

路線の運営主体（市町村委託路線にあっては市町村、事業者自主路線にあってはバス事業者）が別紙 1 「路線バスにおける減便状況」に必要事項を記載し、長野県交通政策課及び地域振興局（リニア活用・）企画振興課にメールで提出

##### 3 情報共有対象路線

令和 6 年 1 月 1 日以降に減便等を決定したすべての路線

##### 4 情報共有期限

減便等を議論する市町村公共交通会議等の開催日前まで（令和 6 年 1 月 1 日から 2 月 20 日までに減便等を決定したまたは実施した路線については令和 6 年 2 月 29 日（木）まで）

##### 5 その他

- ・地域間幹線系統については、情報共有以降別途対応を行います。（詳細は別添「路線バスにおける減便等の情報共有の考え方について（暫定）」及び別紙 2 「地域間幹線系統における減便への対応について」を参照）
- ・報告に迷う事例等があれば、県交通政策課に相談願います。

（問合せ先）

長野県企画振興部交通政策課交通企画係

中川、田畠

電 話 026-235-7015（直通）

F A X 026-235-7396

Email kotsu@pref.nagano.lg.jp

## 運用面の補完（案）

### （本依頼運用上の留意事項）

この依頼の解釈及び運用に当たっては、以下の事項に留意し、円滑な運用に努めることとします。

#### （依頼の趣旨）

- 事業者から県及び市町村への情報提供の時期について、廃止から1年前、減便から6か月前までとの目安を設けさせていただく趣旨は、県及び市町村が事業者から早期に情報提供いただくことにより、廃止・減便後の必要なサービス水準など、移動の保証に向けた方策を検討する時間的猶予を確保する趣旨によるものです。

#### （情報提供が目安の時期を経過する場合について）

- この情報提供時期の目安は、あくまでも目安です。経営上その他の事情により、情報提供が目安の時期を経過する場合においては、可能な範囲で速やかな情報提供をお願いします。

#### （公表及び協議の開始について）

- 事業者から廃止、減便について情報提供があった際には、速やかに公表し、協議に向けて調整を進めることとします。  
なお、公表の時期や内容については、当事者である事業者の考え方を尊重するものとします。

#### （事業者の経営判断等の尊重について）

- 道路運送法では廃止6か月前に届け出ることが要件とされていることに鑑み、県及び市町村はこうした法の趣旨や事業者の経営判断を尊重した運用に努めることとします。

#### （情報提供の対象路線について）

- 自治体から補助を受けて運行しており、主として生活利用されている路線については、この依頼の対象として対応をお願いします。
- 自主運行路線については、その利用実態に鑑み、生活利用が多いと考えられる場合、可能な範囲でこの依頼と同様の対応をお願いします。
- 自治体からの受託路線については、当該自治体との契約で運行しており、解約条項の記載があるため、対象外とします。